

7. 中小売商業高度化事業、特定商業施設など整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

本市の中心市街地は、大規模商業施設を核として多くの商店街が面的に集積しており、統計的にみても、平成16年の調査において中心市街地は、商店数1,114、売場面積135,227m²、年間小売販売額1,392億円で、それぞれ市全体の20%、18%、19%を占めており、商圈人口130万人を超える広域商業都市を支える一大商業集積地となっている。

しかし、平成13年にそれまでの中心市街地での商業核の一つであった松菱百貨店の経営破綻や相次ぐ郊外への大型ショッピングセンター進出などの影響により、小売販売額は平成3年の1,891億円をピークに減少、市内でのシェアも低下するなど商業基盤の低下が進み、そのことが中心市街地の魅力の減少の一大要因となっている

商業の活性化や核となる大規模商業施設の整備は、市民や商業者からのアンケートによっても望まれており、中心市街地の活性化において緊急の課題として積極的に整備を進める必要がある。

また、商業の活性化を図るためにには、まちの賑わいの増加は切り離せない関係にあるため、賑わいを創出するイベントなどの施策を中心市街地にて積極的に展開していく。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業など

事業名、内容及び実施時期（年度）	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期（年度）	その他の事項
大規模小売店舗立地法の特例区域の指定 大規模小売店舗立地法の手続きを大幅に簡略できる「第1種特例区域」の設定を行う。 H19～	浜松市	大規模小売店舗立地法の手続きを簡略化することにより、都心商業の核となる大規模商業施設の進出を支援し、魅力ある商業集積の形成と中心市街地への来街者増加を図る。	大規模小売店舗立地法の特例 H19～	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期（年度）	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期（年度）	その他事項
鍛冶町地区再生事業 地区面積： 約 0.66 ha 敷地面積： 約 4,000 m ² 用途：店舗、駐車場 規模： 10 F 建 延床面積： 約 38,000 m ² H16～H23	(仮称) 鍛冶町地区再生事業組合	大規模商業施設を誘致・整備し、鍛冶町通りを浜松の顔にふさわしい洗練されたメインストリートにするとともに、既存大規模商業施設と周辺商店街との連携を強化し、オシャレで魅力的な街並みを創出することにより、回遊性が高く、歩いて楽しい中心市街地を形成する。	戰略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 H20～H23	事業及び措置の実施箇所⑯ 松菱通りB-3 ブロック第一種市街地再開発事業と一体で行う（支援対象となる部分が異なる。）
共通ポイントカード導入事業 駐車場・小売店など、中心市街地の様々なサービスをうけることのできるポイントカードのシステムの研究・構築 H18～H23	まちなか商業者委員会 （今後NPO法人格を取得する予定）	商業者、駐車場事業者と共同で中心市街地のボトルネックとなっている駐車場問題の解決を図ることにより、ボトルネックの解消及び中心市街地の事業者の一体感が増し、中心市街地の活性化のための大きな役割を担う。	戰略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 H21～	
浜松駅前旭・砂山地区再生事業 地区面積：約 1.6 ha 敷地面積： 約 11,900 m ² 用途： 店舗、事務所 にぎわいモール 多重層スペース 規模： 13F 建 延床面積：約 92,900 m ² H20～H23	遠州鉄道株式会社	浜松駅前のフォルテ跡地・ギャラリーモール・遠鉄百貨店を事業区域とする「浜松駅前旭・砂山地区」において、都市の玄関口としての立地を活用し、「にぎわいモール・憩いの空間」を整備することにより市民活動の支援等に賑わい活性化事業を展開するなど都心部の集客性・回遊性・拠点性を高めるとともに、都市型百貨店及び業務施設等の立地誘導を図り、中心市街地の活性化及び都市再生を推進する。	戰略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 H21～H23	事業及び措置の実施箇所b

大型商業施設進出支援事業 進出する大型商業施設の出店者などに対し初期投資である内装工事費の2分の1（最大5億円）の補助と、固定資産税（償却資産）、事業所税の不均一課税（進出から5年間）を行うことにより商業核となる大型商業施設を誘致する。 H18～H32	浜松市	大型商業施設の進出を支援し、都心の商業核を形成し、周辺への波及効果を含め魅力ある都心商業集積の形成及び来街者の増加に寄与する。	中心市街地活性化ソフト事業 H19～H23	
都心ビジネスアレー構想推進事業 中心市街地に商業・業務機能を集積するため、賃料の補助などの支援施策の構築など H20～	浜松市	商業・業務機能を中心市街地に集積するための支援施策を充実させ、目標像の達成に寄与する。	中心市街地活性化ソフト事業 H19～H23	
都心商業チャレンジヤー支援事業 小売店舗の創業者に対して、初期投資の一部に対する補助 H19～	浜松市	魅力ある新しい店舗が次々と生まれる空間となるよう、商業の創業者に対し初期投資の一部を補助することにより商業の活性化を図る。	中心市街地活性化ソフト事業 H19～H23	
浜松まちなかバーゲン実施事業 大規模商業施設と個店が共同して、中心市街地全体で一斉に冬と夏にバーゲンを実施する。 H17～	浜松まちなか商業者委員会	中心市街地の商業者が共同して販売促進活動に取り組むことにより、賑わいの創出、商業力の強化に大きな役割を果たす。	中心市街地活性化ソフト事業 H19～H23	

商業者育成セミナー開催事業 小売店舗の責任者などを対象に、各店舗の現状分析に基づいた問題点の抽出と改善策の検討や実際の店舗を改善し効果を検証するなど、実学を中心としたセミナーなどを開催 H16～	浜松市	より専門性が高く、狭いターゲットに的を絞った商業者を中心市街地に育てることにより街の魅力アップと非日常性を促進するとともに、未来の中心市街地商業者のリーダーを育成することにより、商業集積の充実を図る。	中心市街地活性化ソフト事業 H19～H23	
がんばる商店街サポート事業費補助金 商業を営むものが組織する団体が行うソフト事業に対する補助（上限 100 万円） H14～	浜松市	イベントなどのソフト事業開催を支援することにより、それぞれの地域特性を生かした商店街形成を図る。	中心市街地活性化ソフト事業 H19～H23	
中心市街地歩行者通行量調査事業 中心市街地における歩行者通行量の調査 H12～	浜松市	来街者がどのような動きをしているのか、そして、どこに集中しているのかを把握することで、商業振興のあり方、快適なまちづくりを進めていくための検討基礎資料とする。	中心市街地活性化ソフト事業 H19～H23	

中心市街地活性化イベント事業 H18~	浜松市 又は (財)浜松市文化振興財団等 対象事業者 ※関係者等の協議により決定	中心市街地における大規模イベントや市民交流イベント、文化事業等のソフト事業を実施する(助成する場合を含む)ことにより、集客による賑わいづくりと飲食・小売業などへの経済的波及効果を図る。 ・都心にぎわい特定集客イベント ・浜松まつり開催事業 ・はままつ冬の螢フェスタ開催事業 ・浜松サンバフェスティバル開催事業 ・七夕ゆかたまつり開催事業 ・夏の歩行者天国開催事業 ・秋のにぎわい創出事業 ・木下恵介記念はまつ映画祭 ・オルガンコンサート開催事業 ・ハママツ・ジャズウイーク開催事業 ・浜松国際ピアノコンクール開催事業 ・浜松吹奏楽大会開催事業 ・浜松青少年合唱祭開催事業 ・まちなかコンサート開催事業 ・道路愛護啓発事業 ・浜松モザイカルチャー世界博 2009	中心市街地活性化ソフト事業 H19~H23	
花のまちシンボルスペース花飾り事業 H19~	浜松市	J R 浜松駅前やアクト通りなど、都心部のシンボルとなるスペースを、花のボランティアや市民活動の関係者と協力し花飾りを進め、「わがまちのシンボル花づくり」を市民協働によって推進する。	中心市街地活性化ソフト事業 H19~H23	
秋の都市緑化祭 H17~	浜松市	アクト通りなどで、浜松花と緑の祭りを花のボランティアや市民活動の関係者・事業者等と協力して開催し、緑化政策への理解と「花と緑のまち・浜松」を市民協働によって推進する。	中心市街地活性化ソフト事業 H19~H23	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期（年度）	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期（年度）	その他事項
鍛冶町地区再生事業 地区面積 約 0.66ha 敷地面積： 約 4,000 m ² 用途：店舗、駐車場 規模：10F 建 延べ床面積： 約 38,000 m ² H16～H23	(仮称) 鍛冶町地区再生事業組合	大規模商業施設を誘致・整備し、鍛冶町通りを浜松の顔にふさわしい洗練されたメインストリートになるとともに、既存大規模商業施設と周辺商店街との連携を強化し、オシャレで魅力的な街並みを創出することにより、回遊性が高く、歩いて楽しい中心市街地を形成する。	都市再生緊急措置法による規制緩和 H19～	再掲 事業及び措置の実施箇所⑯ 松菱通りB-3 ブロック第一種市街地再開発事業と一体で行う（支援対象となる部分が異なる。）

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期（年度）	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期（年度）	その他 の事項
鍛冶町 10 丁目地区再生事業 地区面積：約 0.8ha 敷地面積：5,700 m ² 用途：店舗 規模：6F 建 H20～	(仮) 鍛冶町 10 丁目地区再生事業組合	大型商業施設の撤退による空きビル状態の既存ストックを活用し、効率的に都市機能の導入を図ることにより、魅了的な都市環境の整備を図る。また、都心の賑わいづくりに貢献していく役割を担う。		事業及び措置の実施箇所⑯
中心市街地優遇税制 1階に集客やビジネスの促進に繋がる事業用のスペースを新増設する場合、対象家屋の固定資産税の軽減措置 (最長 5 年) H15～H29	浜松市	集客やビジネスの促進に繋がる事業用スペースの新增設を誘発することで、中心市街地に相応しい都市型産業が集積した賑わいあるまちづくりの進展を図る。		
都心ゲートパーク管理運営事業 遠州鉄道新浜松駅高架下の公共空間を都心ゲートパークとして、商業・情報発信機能をもつ施設を民間活力の活用を通して整備 H14～	株)遠鉄百貨店	中心市街地への玄関口（ゲートパーク）を整備することにより、中心市街地の魅力向上を図る。		

街路灯照明費等補助金 商業者団体が設置した街路灯等の電気料について、その一部を補助する。 H7～	浜松市	商店街の振興及び美化を図ることにより、交流人口の増加及び都心商業の集積に寄与する。		
まちなか公共空間利活用制度 広幅員歩道、モールなどの公共空間を民間事業者の経済活動などにより利活用を図る。 H18～	浜松市	民間活力により公共空間を活用することにより、都市景観づくり及び賑わいづくりに寄与する。		
魅力的な店舗づくりを促進する事業 「ショーウィンドウの新しい魅力づくり」をテーマに、中心市街地の個店を対象としてディスプレイコンテストを開催 H13～	浜松市	商業者のディスプレイに対する意識の向上と魅力的なショーウィンドウやディスプレイづくりを促進することにより魅力ある店舗の増加の一つのきっかけとなるとともに、賑わいの創出及び商業の集積に寄与する。		
動物愛護フェスティバル 動物の愛護及び正しい飼い方について理解と関心を持ってもらうためのイベントを開催 H19	社団法人静岡県動物保護協会	イベントによる賑わいづくりにより、飲食・小売業などへの経済的波及効果を図る。		

浜松市企業展示 花壇事業 H19～	浜松市	<p>浜松市が管理するまちなかの公共花壇において、花壇のデザインから維持管理を企業が提供するもので、管理者たる企業名を花壇中に表示することができる。この事業は、企業や社員の社会貢献活動の場となるとともに中心市街地に花と緑で包まれた潤いある都市空間を形成する。</p>		
中心市街地の花飾り講習会開催事業 H19～	浜松市	<p>中心市街地における花と緑のまちづくりを効果的に進めるため、公共空間だけではなく、商店の店先の花飾りを促進する。各店舗の業態やデザインに合わせたオリジナルの花飾りを奨励するため、実践技術の取得を目標とした講習会を開催する。</p>		